

## 口座振替申込書兼債権者登録（変更）票記載要領

この口座振替申込書兼債権者登録（変更）票（以下「債権者登録票」という。）は、愛媛県に対する債権者となる方で、口座振替による支払を希望する方に、口座振替先の金融機関、口座番号等を申し出ていただくものです。

### 1 提出要領

- (1) 次のいずれかに該当するときに、この債権者登録票を交付した県の機関、あるいは取引先となる県の機関へ提出してください。
  - 新規に愛媛県に対する債権者となる時
  - すでに債権者登録票を提出しているが、その内容（住所、氏名、口座振替先等）に変更が生じたとき
- (2) 建設工事入札参加資格審査申請者であり、かつ物品等に係る指名競争入札参加資格審査申込者でもある方については、土木部土木管理課と出納局会計課へそれぞれ1部ずつ提出してください。（会計課へ提出する分については、口座振替先欄の前金払欄への記入は不要です。）
- (3) 新規、変更にかかわらず、この債権者登録票を県へ提出する前に金融機関に提示し、口座振替先欄に金融機関コードと店番号を記入してもらうとともに、預金種別、口座番号及び口座名義人に間違いがないことの確認を受けて、金融機関確認印欄に金融機関の確認印を押してもらってください。なお、通帳の写し（預金種別、金融機関名、店舗名、口座番号及び口座名義人（カナ表示）が印字された部分）を併せて提出することにより金融機関の記入及び確認印の押印に代えることができます。

### 2 記入要領

- (1) 債権者となる所（本社、支店、営業所等）で記入してください。
- (2) 太枠の中の項目について、黒インクのペン又はボールペンで記入してください。
- (3) 変更の場合もすべての項目を記入し、変更項目欄を赤鉛筆で薄く囲むとともに、帳票名の「(変更)」を黒鉛筆で丸く囲んでください。
- (4) 印鑑については、愛媛県との取引に使用する印鑑（法人の方は会社印と代表者印、個人の方は私印）を押してください。
- (5) 住所欄の漢字表記は、地番等省略することなく正しく記入してください。
- (6) 氏名欄の漢字表記は、法人名等省略することなく正しく記入してください。  
ただし、法人の方で、法人名を正しく漢字表記すると記入欄に収まらない場合に限り、法人種類名を略記するなどして収まるまで記入し、後の部分は記入できなくても構いません。

#### 【1文字に略記できる法人種類名】

株式会社→(株) 有限会社→(有) 合名会社→(名) 合資会社→(資)  
相互会社→(相) 財団法人→(財) 社団法人→(社)

- (7) 法人の方は、次表に掲げる法人、営業所及び事業所の種類名を氏名欄にカナ表記する場合は、次の用法でカナ文字略語を用いて記入してください。
  - ア 法人略語と営業所略語については、カナ文字略語の前後に丸かっこを付けて用います。
  - 名称の始めに使うときは、先頭の（を省略する。  
(例) 株式会社 愛媛 → カ) エヒメ

氏名	個人名又は法人名（法人・営業所……………）	
	カ表 ナ記	カ) エヒメ
	漢表 字記	株 式 会 社                      愛 媛
		↑ 1文字あける

○ 名称の終わりに使うときは、末尾の ) を省略する。

(例) 愛媛株式会社 → エヒメ (カ)

氏	個人名又は法人名 (法人・営業所……………)	
	カ表 ナ記	エ ヒ メ ( カ )
名	漢表 字記	愛 媛 株 式 会 社

○ 名称の途中で使うときは、( ) を省略しない。

(例) 愛媛株式会社 一番町営業所 → エヒメ (カ) イチバンチヨウ (エイ)

氏	個人名又は法人名 (法人・営業所……………)	
	カ表 ナ記	エ ヒ メ ( カ ) イ チ ハ ン チ ヨ ウ ( エ イ )
名	漢表 字記	愛 媛 株 式 会 社 一 番 町 営 業 所

イ 事業略語については、丸かっこをえません。

(例) 愛媛県農業協同組合 → エヒメケンノウキヨウ

協同組合 愛媛振興会 → キヨウクミ エヒメシンコウカイ

【カナ文字略語表】

用語	カナ文字略語	用語	カナ文字略語
<b>【法人略語】</b>		<b>【事業略語】</b>	
株式会社	カ	連合会	レン
有限会社	ユ	共済組合	キヨウサイ
合名会社	メ	協同組合	キヨウクミ
合資会社	シ	信用組合	シンクミ
合同会社	ド	生命保険	セイメイ
医療法人	イ※1	海上火災保険	カイジヨウ
財団法人	サ`イ※2	火災海上保険	カサイ
社団法人	シヤ※3	健康保険組合	ケンホ`
宗教法人	シユウ	国民健康保険組合	コクホ
学校法人	ガク	国民健康保険組合連合会	コクホレン
社会福祉法人	フク	社会保険診療報酬支払基金	シヤホ
更生保護法人	ホゴ	厚生年金基金	コウネン
相互会社	ソ	従業員組合	ジユウクミ
特定非営利活動法人	トクヒ	労働組合	ロウクミ
独立行政法人	ト`ク	労働金庫	ロウキン
地方独立行政法人	チト`ク	生活協同組合	セイキヨウ
弁護士法人	ベン	食糧販売協同組合	シヨクハンキヨウ
有限責任中間法人	} チユウ	国家公務員共済組合連合会	コクキヨウレン
無限責任中間法人		農業協同組合	ノウキヨウ
行政書士法人	ギヨ	農業協同組合連合会	ノウキヨウレン
司法書士法人	シホウ	経済農業協同組合連合会	ケイザ`イレン
税理士法人	ゼイ	共済農業協同組合連合会	キヨウサイレン
国立大学法人	} タ`イ	漁業協同組合	キ`ヨキヨウ
公立大学法人		漁業協同組合連合会	キ`ヨレン
農事組合法人	ノウ	公共職業安定所	シヨクアン
管理組合法人	カンリ	社会福祉協議会	シヤキヨウ
社会保険労務士法人	ロウム	特別養護老人ホーム	トクヨウ
		有限責任事業組合	ユウクミ
<b>【営業所略語】</b>			
営業所	エイ		
出張所	シユツ		

※1 「医療法人社団」、「医療法人財団」及び「社会医療法人」は共に「医療法人」（略語「イ」）である。

※2 「一般財団法人」及び「公益財団法人」は共に「財団法人」（略語「サ`イ」）である。

※3 「一般社団法人」及び「公益社団法人」は共に「社団法人」（略語「シヤ」）である。

